2.3 電子図書館の取り組みと課題

2.3.1 これまでの取り組み

2.3.1.1 電子図書館と著作権

電子図書館では、図書、雑誌、学位論文等の研究・教育に必要な資料が電子化、蓄積され、ネットワークを介して利用者に提供される。 上の処理過程では、それぞれ以下のような著作権上の権利が関係して くる。

- ・著作物をディジタル化し、ハードディスク等の装置に蓄積する 「複製権」(著作権法第 21 条)
- ・蓄積した情報をネットワークを経由して提供する 「公衆送信権等」(著作権法第 23 条)
- ・蓄積した情報をプリンタで印刷する 「複製権」(著作権法第 21 条)

これらの権利は著作物の利用に関して、その著作権者に排他的に付与されたものであり、著作権者に無断で処理を行えば、著作権侵害となる。このように電子図書館の構築、利用にとって著作権処理は必須と言える。

2.3.1.2 著作権処理の基本方針

本学電子図書館の構築にあたっては、その創設当初より、「著作物の利用の許諾」について規定した著作権法第63条に基づいて、電子化する雑誌や図書等の個々の著作権者から利用の許諾を得ることを基本として許諾交渉を行っている。

また、許諾を得るにあたっては、利用方法や利用の範囲等許諾を得たい内容や利用の条件を明確にして著作権者に説明した上で、できる限り承諾書や協定書といった文書の形で許諾を得ることとしている。

参考までに承諾書や協定書に明記している主な許諾内容及び条件を 下に記す。

- (1) 資料の内容をディジタル化してハードディスク、磁気テープ等に 蓄積し、データベースを作成すること。
- (2) 資料から検索情報(書誌情報、目次情報、全文検索情報)を作成

し、データベースに蓄積すること。

- (3) データベースを検索し、本文情報の閲覧及び印刷、または映像情報の視聴を行うこと。
- (4) 本文情報の閲覧・印刷または映像情報の視聴を、学内利用者に限定、あるいは学外利用者にも公開すること。

2.3.1.3 許諾交渉体制の整備

平成6年度~

- (1)著作権許諾についての基本方針や諸問題を検討するため、附属図書館運営委員会の下に著作権専門部会を設置。
- (2)許諾交渉の際の基礎となる依頼文書の様式を作成。
- (3)著作権者と合意に達した際に取り交わす協定書(許諾内容及び条件等について詳細に記述したもの)及びその簡略版である承諾書の様式を作成。

平成8年度~

- (4) 著作権料が予算化され、有償での許諾交渉が可能となる。
- (5) 教職員を東京等に派遣し、著作権者と直接面談による交渉を実施。
- (6) 学内生産物である修士・博士論文、テクニカルレポート等の電子化について、承諾書の様式、取扱方法等を決定。
- (7)著作権法及び著作権許諾条件遵守のため、学内利用者に電子化資料利用にあたっての誓約書の提出を義務づける。

平成11年度~

- (8)本学で行われる講演・講義内容の映像ディジタル化及びデータベース化について、承諾書の様式、取扱方法等を決定。
- (9)電子化資料の充実・拡大を図るため、著作権許諾とデータベース構築を専門に担当する専門職員を配置。

平成13年度~

(10)本学教員が研究代表者となっている科学研究費補助金研究成果報告書の電子化について、承諾書·委任状の様式、取扱方法等を決定。

2.3.1.4 平成 18 年度までの活動

(1)当初、本学教員の協力を得て、教員が関係する学協会や企業等を中心に、学協会誌や企業誌について、無償での許諾を基本として交渉

を進めた。

- (2)著作権料が予算化されたことにより、平成8年度以降、必要な場合には、相応の許諾料を支払う方針に転換。
- (3)平成10年度以降は、学協会誌については、著作権集中処理機関である学術著作権協会を通じて、また平成11年度以降、商業誌や図書は、国内の商業出版社や大学出版会を中心に、いずれも有償での許諾交渉を進めた。
- (4)近年における電子ジャーナルの急速な普及等の学術情報環境の急激な変化に対応するため、インターネットで利用できるものについては、これを積極的に活用し、本学独自での学外資料の電子化は、これ以上拡大せず、学内著作物の電子化、及び学内での講演・講義の映像資料のディジタル化の拡充と、その学外公開を進める方向に方針転換を図る。(平成14年度)
- (5) 学内限定利用という条件のもとに本学で電子化した資料について、 学外への公開の可能性を、いくつかの許諾機関に打診する。その結果、本学で電子化した東京大学出版会の図書について、今後新たに 電子化するものも含め、生駒市の図書館北分館の特定端末からイン ターネット経由で、北分館の利用者に公開することが東京大学出版 会より許諾され、年度末より試験提供を開始した。(平成14年度)
- (6) 外国雑誌については、Elsevier Science 社に続き、Kluwer 社の雑誌についても電子ジャーナルを利用することとし、本学での電子化を中止した。(平成 15 年度)
- (7)東京大学出版会と生駒市と本学の三者間で協定を締結し、本学で電子化した東京大学出版会の図書を、生駒市図書館北分館の特定端末からインターネット経由で、北分館の利用者に公開するサービスを開始した。(平成 15 年度)
- (8) 平成 16 年度から授業アーカイブ構築事業として、学内で行われる講義について、収録しディジタル化して保存、公開する準備を開始し、平成 17 年度から、情報科学研究科の協力を得て試行を開始した。
- (9) 奈良先端科学技術大学院大学学術リポジトリ naistar 試験公開。 (平成 18 年度)

2.3.2 現状

2.3.2.1 利用許諾数

平成 19 年 3 月末現在の許諾数は、表 1 のとおり、図書 904 冊、雑誌 227 タイトルである。図書と雑誌について、本学全体の蔵書冊数と比較 した場合の許諾率は、図書は 2.0%、雑誌は 22.6%となる。

平成 14 年度以降、利用許諾の申し込みは、既に許諾を得ている学協会及び出版社に対してのみ行っており、図書や雑誌の追加許諾が、その主な内容である。

2.3.2.2 現在の取り組み

平成19年度についても、前年度に引き続き、学内著作物及び講演・講義の映像資料のディジタル化の拡充とその公開を進めていくことに重点を置いて、以下のような取り組みを行っている。

(1) 学内著作物の電子化の拡充と学外公開の推進

学位論文、テクニカルレポート、科学研究費補助金実績報告書及 び研究成果報告書等について、各研究科及び関係部署の協力により 引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推進する。

- (2) 学内講演・講義の映像資料のディジタル化と学外公開の推進 学内で行われる講演・講義の映像資料等について、各研究科及び 関係部署の協力により引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推 進する。
- (3)既に許諾を得ている出版社の図書の拡充 既に許諾を得ている出版社の新刊等未購入の図書について、教員 選定により拡充を図る。
- (4)国内雑誌について

既に許諾を得ているものについて、引き続き電子化を行う。

区	分	図書(機関数)	冊数	ţ	雑誌(機関数)	タイトル数
平成6-9年度	申込数	25		_	81	_
	許諾数	7		25	40	131
平成10年度	申込数	16		_	38	
	許諾数	4		71	12	19
平成11年度	申込数	7		_	27	_
	許諾数	4		94	7	17
平成12年度	申込数	7		_	7	
	許諾数	4		197	4	39
平成13年度	申込数	8			9	
	許諾数	4		134	9	18
平成14年度	申込数	3		_	2	
	許諾数	3		129	2	2
平成15年度	申込数	3		_	0	
	許諾数	3		62	0	0
平成16年度	申込数	3		_	1	_
	許諾数	3		61	1	1
平成17年度	申込数	3		_	0	_
	許諾数	3		58	0	0
平成18年度	申込数	3		_	0	_
	許諾数	3		73	0	0
許諾累計	申込数 b	78		_	165	
	許諾数 c	38		904	75	227
所蔵数 a			4!	5, 018	1, 00	04(和357 洋647)
許諾率(%)		c / b	(c / a	c / b	c / a
		48. 7		2. 0	45. 5	22. 6

表 1 図書・雑誌の年度別許諾状況 (平成 19年3月末現在)

2.3.3 新たな取り組み

2.3.3.1 学内生産物の電子化と機関リポジトリの構築

「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」(平成 18 年 3 月 23 日:文部科学省科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会)では、第 2 章「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について」で、電子化への積極的な対応の一つとして、機関リポジトリの推進が挙げられた。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/06041015.htm 本学はこれまで電子図書館において、電子化された資料の蓄積、公開を行ってきていたわけだが、そのうち学外へフリーで公開されている学内研究成果約2,500件をコンテンツとして、2007年3月に奈良先端科学技術大学院大学学術リポジトリ naistar の試験公開を始めた。しかしこれだけでは、利用者は本学のリポジトリのサイトを探し出し、そこからのみ検索が可能なだけである。より広く本学の研究成果のアクセシビリティをあげるため、図書館では2007年10月に0AIster、JuNii+への上記コンテンツのメタデータの登録を行い、現在それぞれからも本学の機関リポジトリに搭載された研究成果の検索、利用が可能となっている。

機関リポジトリの大半は、 $OAI-PMH(Open\ Archives\ Initiative\ Protocol\ for\ Metadata\ Harvesting)$ というメタデーター括収集のための標準プロトコルに準拠している。ミシガン大学のOAIster は全世界約900の機関リポジトリのメタデータをハーベストし、自らを"Union Catalog of digital resources"と語っている。国内外の利用者はこれにより、全世界の機関リポジトリに登録されているレコードを一度に検索することができる。OAIster に登録されたNAIST の研究成果も世界から検索が可能となり、そのアクセシビリティは格段に向上することとなった。(http://www.oaister.org/)

JuNii+は国立情報学研究所の機関リポジトリポータルで、2007年10月末現在で、本学を含め国内の 43 機関が参加している。 (http://juniiplus.csc.nii.ac.jp/)

本学リポジトリに登録されているコンテンツは、上記の OAIster、JuNii+の他、Google Scholar などのサーチエンジンを介しても検索可能となっている。

2.3.3.2 機関リポジトリ構築の今後の課題

本学機関リポジトリ構築時の初期対象コンテンツは、学外公開フリーの学内研究成果-学位論文、科学研究費補助金実績報告書及び研究成果報告書、テクニカルレポート、講演・講義の映像資料など-となっている。

試験公開から本稼動に向けての今後の課題としては、学術雑誌に掲載された本学教員の論文のリポジトリへの搭載、これまでの取り組みの延長にあたる学内公開限定コンテンツの学外公開化、科学研究費補助金成果報告書など公開の許諾率が低い資料に関して、教員の方々に極力協力してもらえるよう働きかけることなどが挙げられる。さらに、学内教員の研究業績情報や講義資料など、さらに収集範囲の拡張を検討していきたいと考える。

大学における研究成果等を積極的に学外に発信していくためには、学内生産物の学外公開をどのように進めていくのか、改めて学内で意思統一、コンセンサスを図り、電子化した学内生産物を学外に公開する際の大学としてのルールをつくることが必要である。そして機関リポジトリは図書館だけの事業ではなく、あくまで大学の事業であるとの明確な位置づけのもと、それを進めていくことが肝要であろう。